

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
るときは、その  
翌日)

## 目次

- ◇規則 鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則
- ◇告示 数人が共同して行う土地改良事業の認可  
土地改良事業計画の適否の決定(三件)  
土地改良事業の認可(三件)  
土地改良法による換地計画の適否の決定  
県道の路線の認定  
県道の路線の変更  
道路の区域の決定
- ◇選挙告示 選挙管理委員会の招集
- ◇公告 危険物取扱者試験の合格者  
毒物劇物取扱者試験の実施  
ふぐ処理師試験等の実施
- ◇正誤 昭和五十五年十二月鳥取県告示第千百三十六号中訂正

## 規則

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

### 鳥取県規則第六十五号

鳥取県本庁事務決裁規則及び鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則

(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

第一条 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第十号を次のように改める。

十 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第十五条第二項の規定による災害の発生防止に関する事項の周知等の勧告

(二) 第十五条第三項の規定による液化石油ガス販売事業者が勧告に

## 従わない旨の公表

- (三) 第十六条第三項の規定による販売施設の修理等の命令
- 四 第十六条の二第二項の規定による供給設備の修理等の命令
- (五) 第二十二條の規定による業務主任者等の解任の命令
- (六) 第二十五條の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し
- (七) 第二十六條の規定による液化石油ガス販売事業の許可の取消し  
又は液化石油ガス販売事業の停止の命令
- (八) 第三十七條の八の規定による認定調査機関の認定の取消し
- (九) 第三十八條の規定による消費設備の修理等の命令
- (十) 第三十八條の四第四項の規定による液化石油ガス設備士免状の返納の命令
- (一) 第三十八條の五の規定による液化石油ガス設備士試験の実施
- (二) 第九十條の規定による聴聞の実施
- 別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第十一号中「第十条第二項」の下に「及び第三項」を加え、(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、同号に(一)として次のように加える。
  - (一) 第十六條の二第二項の規定による供給設備の修理等の命令
  - 別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第十二号(四)中「販売施設」を「販売施設等」に改め、同号(五)中「第十五條第三項」を「第三十六條第三項」に改め、同号(六)中「第二項」の下に「及び第三項」を加え、同号(七)を(八)とし、同号(八)中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同号(九)を(十)とし、(五)の次に(六)から(十)までとして次のように加える。
  - (六) 第三十七條第一項の規定による調査機関の認定
  - (七) 第三十七條の四第一項の規定による消費設備の数の増加の認可

- (八) 第三十七條の五第二項の規定による調査業務の実施等の命令
- (九) 第三十七條の六第一項の規定による調査業務規程の認可又はその変更の認可
- (十) 第三十七條の六第三項の規定による調査業務規程の変更の命令
- (一) 第三十七條の七の規定による認定の基準に適合するための措置の命令
- (二) 第三十八條の四第一項の規定による液化石油ガス設備士免状の交付
- 別表第三消防防災課の項部長専決事項の欄第十三号中「第二項」の下に「及び第七項」を加え、同欄第十四号を次のように改める。
  - 十四 削除
  - 別表第三県民生活課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。
    - 七 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十五年三月鳥取県条例第五号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの
      - (一) 第七条第三項の規定による危害商品等の調査に係る資料の提出がない旨等の公表
      - (二) 第八条第一項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告
      - (三) 第八条第三項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に従わない旨の公表
      - (四) 第九条第三項の規定による自主基準の設定等についての指導又は助言
      - (五) 第十一条第一項の規定による県基準の遵守の勧告
      - (六) 第十一条第二項の規定による県基準の遵守の勧告に従わない旨

の公表

(七) 第十四条第三項の規定によるあつせん等に係る資料の提出がない旨等の公表

(八) 第十七条第一項の規定による生活関連物資の価格の動向等の情報の公表

(九) 第十八条第四項の規定による緊急調査に係る報告がない旨等の公表

(一〇) 第十九条第一項の規定による事業活動の是正の勧告

(一一) 第十九条第三項の規定による事業活動の是正の勧告に従わない旨の公表

(一二) 第二十条の規定による緊急調査に係る情報の公表

別表第三県民生活課の項課長専決事項の欄に次の一号を加える。

七 消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

(一) 第七条第一項及び第二項の規定による危害商品等の調査及び当該調査に必要な資料の提出等の要求

(二) 第八条第二項の規定による危害商品等の供給の中止等の勧告に基づいて講じた措置等についての報告の要求

(三) 第十八条第一項及び第二項の規定による生活関連物資の調査及び当該調査に必要な報告の要求等

(四) 第十九条第二項の規定による事業活動の是正の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求

(五) 第二十一条の規定による生活関連物資の供給の確保等の協力の要請

別表第三衛生課の項課長専決事項の欄第十五号(一)中「又はこれらの施設若しくは区域の変更の許可」を削る。

別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

九 労働省所管国有財産取扱規程(昭和二十七年労働省訓令第二号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの(雇用保険課の分掌事務に係るものを除く。)

(一) 第十七条の規定による土地及び建物以外の公用財産の取得

(二) 第二十四条の規定による国以外の者に対する公用財産の使用の許可

(三) 第二十五条の規定による公用財産の他の官庁への供用又は他の官庁の公用財産の使用

(四) 第二十六条の規定による公用財産の他の部局への供用又は他の部局の公用財産の使用

(五) 第三十六条第一項の規定による公用財産の所管換、購入、新築、増築、用途廃止、使用の許可等

(六) 第三十八条の規定による国有財産又は国有財産となるべき物件の価格の評定

(七) 第四十一条の規定による国有財産の換地、引渡等  
別表第三失業保険課の項を次のように改める。

雇用保険 保険	<p>一 雇用保険法施行令(昭和五十年政令第二十五号)第一条の規定により知事が行うものとされた雇用保険法(昭和四</p>	<p>一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの</p>
------------	--	--

十九年法律第十六号) 第六  
 条第四号の規定による市町村  
 その他これに準ずるものの事  
 業に雇用される者について同  
 法を適用しない旨の認定

二 労働保険の保険料の徴収等  
 に関する法律施行令(昭和四  
 十七年政令第四十六号) 第六  
 条第二項の規定により知事の  
 権限に属するものとされた労  
 働保険の保険料の徴収等に関  
 する法律(昭和四十四年法律  
 第八十四号)に基づく事務の  
 うち次に掲げるもの

(一) 第九条の規定による事業  
 主が同一人である二以上の  
 事業の保険関係を一の保険  
 関係とすることの認可及び  
 当該認可に係る事業のうち  
 労働者が使用されるとみな  
 される事業の指定

(二) 第三十三条第二項又は第  
 四項の規定による労働保険  
 事務の業務を行うことの認  
 可又は当該認可の取消し

(一) 第四十二条の規定による  
 事業主等に対する報告等の  
 命令

(二) 第四十三条第一項の規定  
 による事業主等の事業所等  
 への立入検査

二 労働保険事務組合に対する  
 報奨金に関する政令(昭和四  
 十八年政令第九十五号) 第  
 三条の規定により知事の権限  
 に属するものとされた同令第  
 一条の規定による報奨金の交  
 付

三 労働保険の保険料の徴収等  
 に関する法律施行令附則第二  
 項の規定により知事の権限に  
 属するものとされた労働保険  
 の保険料の徴収等に関する法  
 律に基づく事務のうち次に掲  
 げるもの

(一) 附則第二条第一項の規定  
 による雇用保険暫定任意適  
 用事業の事業主に係る雇用  
 保険の加入の認可

(二) 附則第四条第一項の規定  
 による雇用保険暫定任意適  
 用事業の事業主に係る雇用  
 保険関係の消滅の認可

四 労働省所管国有財産取扱規  
 程に基づく知事の権限に属す  
 る事務のうち職業安定課の項  
 部長専決事項の欄第九号に掲  
 げるもの(雇用保険課の分掌  
 事務に係るものに限る。)

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第十号(六)を次のように改め  
 る。

(六) 第四十七条の二第二項第一号及び第四号の規定による常任会議

員の定数の決定

別表第三農業指導課の項部長専決事項の欄第十五号を次のように改める。

十五 削除

(鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部改正)

第二条 鳥取県地方機関等事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。

別表第二消費生活センター所長の項を次のように改める。

消費生活セン	一 消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十五年三月鳥取県条例第五号)第十三条の規定による苦情の処理
ター所長	二 鳥取県立消費生活センター管理規則(昭和四十六年三月鳥取県規則第十八号)第四条の規定による指示

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千五百五十四号

八頭郡郡家町大字上峰寺二番地山根慶一ほか七人の者から申請のあつた数人が共同して行う土地改良(峰寺地区農地造成)事業については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十五条第三項において準

用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十日認可したので、同法第九十五条第四項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千五百五十五号

昭和五十五年十一月十一日付けで北条町から申請のあつた土地改良(国坂地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月十七日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百十六号

昭和五十五年十一月十一日付けで北条町から申請のあつた土地改良(曲地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月十七日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百十七号

昭和五十五年十月二十七日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(紙子谷地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月十七日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千五百十八号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(大坂地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百五十九号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(大内地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十号

福部村から申請のあつた村営土地改良(浜湯山地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年十二月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百六十一号

昭和五十五年十月二十九日付けで泊村から申請のあつた宇谷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年十二月十七日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百六十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	252	253	
路線名	下見関金線	赤松大山線	
終起	東伯郡東伯町大字下見 東伯郡関金町大字関金宿	西伯郡大山町赤松 西伯郡大山町豊房	
重要な経過地			

鳥取県告示第千六百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第二項の規定に基づき、  
県道の路線を次のように変更する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	228	
新旧別	新	旧
路線名	上大立横田線	大河内横田線
終起	倉吉市上大立 倉吉市横田	倉吉市大河内 倉吉市横田
重要な経過地		

鳥取県告示第千六百六十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
道路の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十五年十二月十六日から二週間鳥取県土木部道  
路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	県道
路線名	上大立横田線
区間	倉吉市上大立地内の県道如来原 倉吉線との交点から同市横田地 内の県道倉吉赤橋中山線との交 点まで
敷地の幅員 メートル	一〇〇、一三〇、 一三〇、一五〇
延長 メートル	一三、六三



選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十六号

昭和五十五年第十五回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十五年十二月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

一 日時 昭和五十五年十二月二十三日(火)午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地

鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 新成人研修会について

公 告

昭和55年11月28日に実施した危険物取扱者試験の合格者は、次のとおりである。

昭和55年12月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種危険物取扱者試験

小林 幸男 川口 清博 高田 博 片山 修治 塚根 健一  
梅林 伸一 松尾 隆博 景山 隆範

乙種第一類危険物取扱者試験

池原 通典 宮田 幸雄

乙種第二類危険物取扱者試験

池原 通典 奥田 廣行

乙種第三類危険物取扱者試験

宮田 幸雄 草加須巴雄 吉野 勇 中野 勝喜 重枝 敏勝  
長尾 康成 田飼 哲雄 黒川 幸博 長妻 弘 藤村喜代敏  
山本 郁男 古屋 裕 山根 吉忠 山岡 孝司

乙種第四類危険物取扱者試験

浜野 薫 熊野 良三 但住 雄造 田中 清彦 八尾 和広  
谷本 茂温 六浦 輝美 辻 保治 山根 俊和 井川 文行  
太田 伸彦 天野 順吉 山口 哲明 川下 秀夫 中西 一裕  
新田 敏則 米沢 次郎 小谷 和義 依藤 徳弘 北尾喜美治  
浅井 諭 田中 貞実 西山 幸一郎 多賀 範夫 堀村 常則  
安本 義孝 沢田 一信 岡垣 正則 有松 芳郎 中瀬 泰治  
福田 英雄 山田 寿子 竹内 守 半田 賢治 中村 克彦  
北脇 龍夫 坂口 純一 竹内 美進 木下 尊夫 渡辺 定弘  
山本 正 山本 勝 小林 明 平井 和美 田中 健三  
河口 讓 元井 泉 小川 進 小林 正紀 田中 伸一  
岡田 晴人 松田 雅彦 谷口 徳雪 安田 忠男 田中 吹上  
平田 泉 細川 和宏 山本 伸明 河村 久雄 田中 賢一

田見久美子	中山	勝広	村上	隆春	中塚	広文	森田	廣実	相見	原	俊三	秋末	俊隆	木山	孝文	谷口	義人
森永 光信	竹内 正二	好康	木原 隆春	昇 幸	山根 正直	頼久 頼男	岸本 森尾	一三 正男	南波 晴久	八谷 大西	昌之 政敏	川島 紀男	門脇 明	孝文 明	田中 伸明	谷口 伸明	義人 伸明
岡村 富夫	米村 好浩	和浩	藤原 成幸	成幸 昇	大家 頼男	節男 式章	森尾 俊彰	正男 彰	大野 芳敬	大西 政敏	昌之 政敏	川島 紀男	門脇 明	孝文 明	田中 伸明	谷口 伸明	義人 伸明
小谷 幹雄	柏原 和弘	茂美	松島 明弘	昇 幸	田中 徳田	竹田 裕子	地原 渡辺	俊彰 勝	乙種第五類危険物取扱者試験	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇
石田 雅弘	伊藤 弘美	茂美	榊添 明弘	幹也 幸三	徳田 裕子	石賀 裕子	田中 石賀	信之 正吉	乙種第六類危険物取扱者試験	池原 通典	池原 通典	池原 通典	池原 通典	池原 通典	池原 通典	池原 通典	池原 通典
前田 浩広	島本 肇	誠	小木 幸三	三 孝	岡本 杉川	三谷 博徳	大谷 岩見	賢 好展	草加須巳雄	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇	北木 武 吉野 勇
田中 義和	三谷 誠	孝曉	福田 和孝	美由美 美	杉川 博徳	二賢 浩二	岩見 前田	好展 悦民	丙種危険物取扱者試験	山下 博文	山下 博文	山下 博文	山下 博文	山下 博文	山下 博文	山下 博文	山下 博文
本高屋 孝	門脇 孝孝	真	山本 美由美	美由美 美	上田 木村	長田 秀吉	前田 村中	繁 勇	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
鈴木 博	吉田 孝孝	孝	山西 加津美	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
小泉 純	船越 吉田	真	山内 津野	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
井上 守幸	古志 正人	誠	野津 池内	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
木下 健二	福田 純二	誠	関口 春久	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
今井 孝	宮脇 弘美	誠	池内 春久	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
枝広 正悟	増井 孝文	誠	石田 春夫	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
長谷川 哲誠	内田 道雄	誠	永嶋 春夫	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
恩田 義明	薄 道雄	誠	鈴木 敬造	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
坪倉 重信	黒目 定克	誠	新 信男	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
浜田 真理子	松本 勉	誠	須藤 敬造	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
村上 正彦	松永 一彦	誠	野真喜夫	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
井塚 照雄	精山 寛成	誠	妹尾 隆温	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
下場 史朗	若木 敏典	誠	登文 登文	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
近藤 正介	谷田 隆男	誠	勢子 勢子	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木
田中 孝宜	橋信 友治	誠	卓福 卓福	孝明 孝明	木村 長田	長田 秀吉	村中 吉田	悦民 繁	山根 健二	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木	竹内 荒木

近藤	米田	片山	三島	山田	沢	山本	米村	德丸	小林	東	八木	福井	森	谷	森	杉口	赤坂	吹野	清原	福井	向津	谷口	原
正好	竜次	恵	ゆかり	貴子	真一	房雄	学	新	基博	昌人	義紀	雅和	勇人	英雄	昌寿	順	孝夫	正	貴美子	秀人	俊三		
有田	小林	上根	いずみ	石破	西原	森	里田	清水	倉繁	大田	小田	西	野田	山下	中村	山本	赤川	池内	末次	青山	足立	大前	原
昭	浩志	道子	信行	広美	順一	裕子	倉繁	美奈子	由紀	昭彦	昭治	和明	洋一	誠	康之	覚人	功	秀二	節雄	繁博			
白武	山田	吉川	堀内	野村	山川	森	金元	福留	倉繁	笹津	藤本	小谷	河原	向井	篠原	石田	中本	高田	橋根	下本	山崎	森田	大柄
英男	覚	敬二	昭子	和一	和也	和好	千歳	友文	隆弘	雅仁	成雅	博	昭雄	学	慶一	勲	修次	克典	敏幸	泰志	利克		
河口	西尾	宮本	福田	清水	岡本	草刈	新	田栗	安藤	福井	山本	佐野	野見	坂野	山本	上山	岩城	妹尾	原	渡辺	面谷	西村	加藤
真司	義定	典子	哲彦	幸利	道明	員子	慎二	浩之	美男	幸子	孝一	己行	善一	厚	司	靖	勝之	房雄	和憲	二郎	豊治	忠和	
竹田	山根	寺坂	山本	中村	三島	佐々木	西口	須山	江原	河本	黒川	野沢	岡崎	田村	桑本	北口	岩田	児玉	黒多	佐近	竹内	川崎	遠藤
貴	健司	理恵	正寿	登	義章	博美	和博	啓二	則明	満	正	典史	雅敏	洋二	博人	美子	達己	修	厚	毅	善紀	善紀	久美子

河本	堀田	川田	平本	西村	田子	中村	門脇	八幡	野津	矢吹	日比	金津	濱田	黒田	阿部	花見	渡邊	松田	陰山				
聡	善則	包美	栄治	聡	稔	楨之	成樹	一宏	哲也	滋	雅彦	文夫	達也	秀則	秀雄	達也	信	一男	敏延				
上田	富田	香田	新田	田中	岩崎	入江	難波	村上	黒見	朝野	松下	坪内	金本	相馬	浜田	渡部	石谷	米田					
俊英	博志	忠直	治	孝明	辰裕	典男	広美	健二	隆	和典	明広	和人	博之	忠芳	直人	和浩	孝一	愛治					
西山	山根	八原	生林	野村	本田	小原	大本	岩村	岩本	湯浅	足立	三宅	池淵	都田	田中	津森	山口	竹内					
春男	英晴	章浩	康範	俊之	卓美	浩路	敏明	隆	敏樹	英雄	正男	健一	順一	浩夫	明夫	誠一	保	浩一					
桑原	後藤	大塚	船越	長尾	長谷川	坂田	安田	小谷	船越	三浦	高梨	樫野	村田	青木	田中	木村	高塚	米山					
昭夫	滋	郁夫	俊男	仁志	充	栄治	猛	真二	弘	修	雅介	敏夫	浩志	功	一男	辰巳	紀安	都治					
山口	中山	安井	糸原	北村	小早川	隆志	勉	昭美	正	康成	勝利	健竜	勝志	勝彦	広治	弘之	優	幸広	定治				

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和55年12月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 期日及び場所

昭和56年2月6日(金曜日)午前10時から午後3時まで  
鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県庁講堂

2 試験科目

(1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取扱法施行規則(昭和26年厚生省令第4号。以下「規則」という。))別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験

毒物及び劇物(農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第1に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第2に掲げる劇物に限る。)の識別及び取扱方法

3 受験手続

受験希望者は、所定の願書に次の書類を添えて、住所地を管轄する保健所長を経由して知事に提出すること。

(1) 履歴書

(2) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦

の長さ4.0センチメートル、横の長さ3.0センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)一葉

4 受験手数料及びその納付方法

(1) 受験手数料 3,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書にはり付けること。この場合、消印しないこと。

5 受験願書の提出期限

昭和56年1月14日(水曜日)まで

ふぐの取扱等に関する条例(昭和34年3月鳥取県条例第12号)第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和55年12月16日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

ア 学科試験

昭和56年1月29日(木)午前10時から正午まで

イ 実地試験

<p>昭和56年1月30日(金) 午前10時から</p> <p>2 試験場所</p> <p>ア 学科試験 倉吉市蔵城279番地 中部総合事務所</p> <p>イ 実地試験 倉吉市蔵城279番地 倉吉保健所</p> <p>3 受験資格</p> <p>ア ふぐ処理師試験 昭和56年1月29日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第5条第11号又は第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの</p> <p>イ ふぐ調理師試験 調理師法(昭和38年法律第147号)第2条に規定する調理師</p> <p>4 試験科目</p> <p>ア ふぐ処理師試験</p> <p>(1) 衛生関係法規 (2) 公衆衛生学 (3) 食品衛生学 (4) ふぐ処理の実施(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)</p> <p>イ ふぐ調理師試験</p> <p>(1) ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識 (2) 衛生関係法規(主としてふぐの取扱等に関する条例) (3) ふぐ調理の実施(毒性臓器の鑑別を含む。)</p>	<p>5 受験手続</p> <p>ア 提出書類</p> <p>(1) ふぐ処理師試験</p> <p>イ 受験願書</p> <p>(イ) 履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本 (ロ) 写真(6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの) (ハ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長の証明書</p> <p>(2) ふぐ調理師試験</p> <p>イ 受験願書 (イ) 履歴書 (ロ) 写真(6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの) (ハ) 調理師免許証(鳥取県調理師免許証を含む。)の写し。</p> <p>イ 受験願書の提出先 所轄保健所長に提出すること。</p> <p>ウ 受験願書の提出期間 昭和56年1月6日(火)から同月8日(木)まで</p> <p>6 試験手数料及びその納付方法</p> <p>ア 試験手数料 2,500円</p> <p>イ 納付方法</p> <p>(1) アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。 (2) 納付した手数料は、返還しない。</p> <p>7 試験当日の携行品</p>
---	--

- 7 学科試験  
受験通知書及び筆記用具
- 7 実地試験  
受験通知書、白衣、包丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの
- 8 合格者の発表  
昭和56年2月16日(月)に所轄保健所に掲示する。

正 誤

昭和五十五年十二月鳥取県告示第百三十六号(字の区域の新設等について)中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。

頁 八  
段 上

誤 (昭和五十四年七月三十日現在)の地番による

正 (昭和五十四年七月三十日現在の地番による。)

頁 十一  
段 下

誤、大字江北字五馬場を大字江北字六馬場谷

正、大字江北字五馬場谷、大字江北字六馬場谷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)]